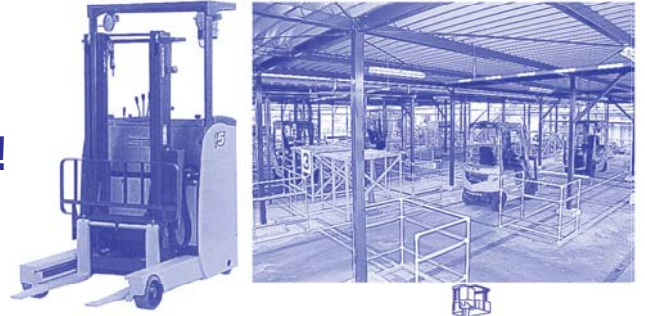


● **フォークリフトの技能講習は やはり『わたらせ』で!!** ●

特長

- フォークリフトは毎日開催!
- 屋根付実技場で快適講習を!
- リーチフォークの練習もできる!
- 実技の待機所もエアコン完備!
- Wi-Fi完備



講習一覧

- フォークリフト
- 玉掛け
- ・床上操作式クレーン
・クレーン
- 小型移動式クレーン
- 高所作業車
- ・車両系建設機械
・小型建設機械
- 車両系建設機械 (解体用)
- 不整地運搬車
- ガス溶接
- アーク溶接
- ローラー
- チェーンソー
- 自由研削といし
- 刈払機
- フルハーネス型
墜落制止用器具特別教育

新しく追加されました!

簡単申込

24時間 365日OK!!
インターネット・スマホ・タブレットから

● ネット検索と申込は

わたらせ技能

検索

クリック



URL: <https://www.watarase-ginou.or.jp>

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育のご案内

- ・平成31年2月1日より、作業床高さ6.75m以上の作業はフルハーネス型安全帯の着用並びに作業床高さが2m以上で、作業床設置が困難な所で作業する場合、「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」の受講が必要となりました。
- ・当センターでは、右表のコースの教育を実施しています。
- ・実務経験の証明期間は、平成31年1月31日までの期間となりますのでご注意ください。
- ・実務経験の証明は、特別教育申込書の証明欄に記入し、代表者印を押して原紙を提出ください。
- ※フルハーネス型墜落制止用器具業務経験者はお問合せください。

コース	受講対象者	受講料(円)
6H	・初めての方 ・7時50分までにご集合ください。	10,500
5Ha	・胸ベルト実務経験6ヶ月以上の方 ・8時50分までにご集合ください。	9,000
5Hb	・ロープ高所作業または足場組立特別教育を修了された方 ・7時50分までにご集合ください。	9,000
4H	・胸ベルト実務経験6ヶ月以上でロープ高所作業または足場組立特別教育を修了された方 ・9時50分までにご集合ください。	8,000

栃木労働局長登録教習機関

公益社団法人 **わたらせ技能講習センター**

足利講習所

〒326-0015 足利市八柎町103番地
TEL.0284-90-2080 FAX.0284-90-2081 ☎ 0120-403160

小山講習所

〒329-0216 小山市檜木293番地13
TEL.0285-41-2051 FAX.0285-41-2052 ☎ 0120-412051

ご予約の流れ

①受講日を選ぶ

《フォークリフト》

- ・35Hコースの方は、講習初日は毎月第1土曜日（足利実施）もしくは、第3日曜日（小山実施）の学科半日講習を受講してください。
- ・申込の時点で全ての受講日をお決めください。
- ・受講初日から修了日までは、1ヶ月以内で受講してください。
- ・31Hコースの学科講習は、初日もしくは2日目に受講してください。
- ・当センタの休日は、8/13～16、10/20～22、12/29～1/4です。

学科講習日	日	月	火	水	木	金	土
足利	○		○			○	△ 第1
小山	△ 第3	○			○		○

※△は35H、15Hのみ

※学科講習は上表から1日選んでください。

《その他の講習》

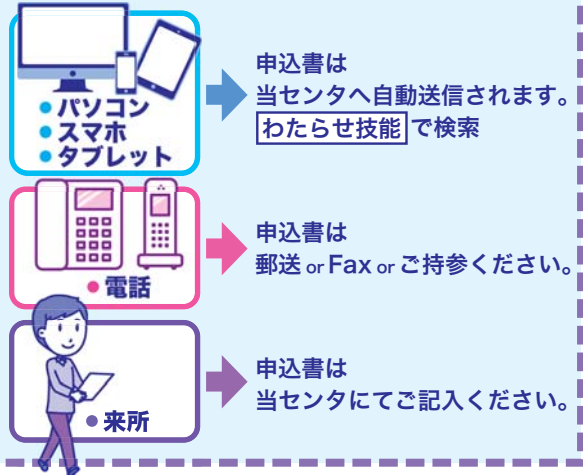
- ・2、3ページよりご希望の日程を選択してください。
- ・コースが定員に達した場合は、締切となりますのでご了承ください。（その都度ホームページ上でお知らせいたします。）

※受講開始後、科目免除の時間変更はできません。また、辞退される場合は受講料の返金は致しませんので、ご了承ください。

受講時のご案内

- ①受講日は7時50分までにお越しください。
開始時間に遅れた場合、受講できませんので、時間に余裕をもってご来所ください。
（終了時刻は講習により異なりますので、お問い合わせください）
- ②受講時持参していただくもの
（写真は、初日に撮りますので不要です）
 - ☆受講初日
 - ・自動車免許証等（有効期限内で本人確認できるもの）
 - ・一部科目免除の証明書類（該当コースの方）
 - ・当センタで取得済みの修了証（新修了証と差し替えになります）
 - ・外国籍の方は「在留カード（有効期限内）」
 - ・受講料
 - ☆学科講習日
 - ・筆記用具（鉛筆・シャープペン・消しゴム等）
 - ☆最終日
 - ・印鑑（修了証受領の際に必要です）
 - ☆必要に応じて
 - ・雨天時は 雨具（カッパ）、冬季は 防寒具
 - ※フォークリフト運転技能講習では雨具は不要です。

②予約(申込書の提出)※受講日の3日前までに!



受講

受講料の支払について

- ①受講料は、受講初日までに持参ください。
- ②振込の場合は、**受講初日の3日前までに**下記をお願いいたします。

足利講習所振込先

足利銀行 足利支店
普通口座 3322104
名義 公益社団法人
わたらせ技能講習センタ

小山講習所振込先

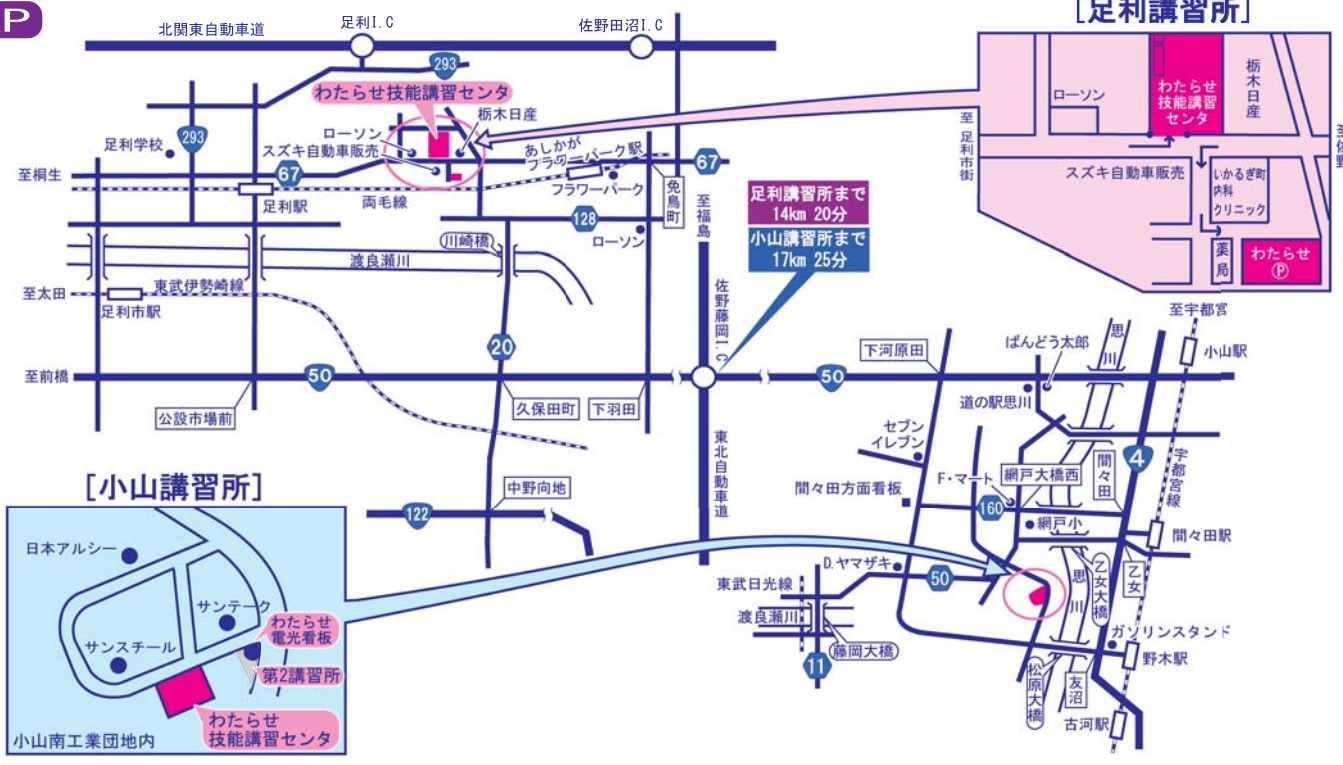
足利銀行 間々田支店
普通口座 2996463
名義 公益社団法人
わたらせ技能講習センタ

※振込手数料は、受講者様側にてご負担願います

受講時の服装 その他

- ①動きやすく運転に適した服装と安全靴または運動靴
（タンクトップ・短パン・かかとの無い靴はお断りいたします）
- ②玉掛け・床上操作式クレーン・小型移動式クレーン・クレーン特別の実技は、安全のため 長袖・長ズボンを着用してください。
（夏場も同様長袖となります）
- ③ヘルメット等は、当センタで準備いたします。
- ④その他詳細は講習の中で説明いたします。
※昼食弁当は当日の朝注文できますが、小山講習所では日曜日のみ足利講習所では木曜日のみ、お弁当の注文ができません。

MAP



公益社団法人 わたらせ技能講習センタ

足利講習所

〒326-0015 足利市八町門103番地
TEL.0284-90-2080 FAX.0284-90-2081
☎ 0120-403160

小山講習所

〒329-0216 小山市榑木293番地13
TEL.0285-41-2051 FAX.0285-41-2052
☎ 0120-412051

注1) 各コースの講習時間は、全て法定に基づいた時間です。

注2) 受講料等の金額は、全てテキスト代等を含む内税です。

技能講習

1.フォークリフト運転技能講習(最大荷重1t以上)【栃木労働局長登録第119号 有効期限 2019年3月】 更新中

一部科目免除の資格条件	受講コース(日数)	受講料等合計(円)
●科目免除のない方(標準)	35H(4.5日)	43,000
●普通・中型・大型自動車免許証(2種を含む)を有する方	31H(4日)	40,000
●大型特殊自動車免許証(2種を含む)、「カタピラに限る」を除く)を有する方 ●自動車免許証(2種を含む)があり、フォークリフト特別教育修了証があり、3ヶ月以上1t未満のフォークリフト運転経験証明ができる方	11H(2日)	18,500

2.玉掛け技能講習(つり上げ荷重1t以上)【栃木労働局長登録第121号 有効期限 2019年3月】 更新中

一部科目免除の資格条件	受講コース(日数)	受講料等合計(円)
●科目免除のない方(標準)	19H(3日)	24,500
●クレーン・移動式クレーンの特別教育修了証があり、6ヶ月以上クレーン類運転経験証明ができる方	18H(3日)	24,000
●1t以上のクレーン・移動式クレーン・デリック・揚貨装置で6ヶ月以上の玉掛け補助作業の業務経験証明ができる方 ●1t未満の揚貨装置で、6ヶ月以上の玉掛け業務経験証明ができる方 ●玉掛け特別教育修了証があり、1t未満のクレーン等で6ヶ月以上の玉掛け業務経験証明ができる方	16H(3日)	22,500
●クレーン・デリック・移動式クレーン・揚貨装置の何れかの運転士免許証を有する方 ●小型移動式クレーン・床上操作式クレーン運転技能講習修了証を有する方	15H(3日)	21,500

3.床上操作式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重5t以上)【栃木労働局長登録第168号 有効期限 2021年8月】

一部科目免除の資格条件	受講コース(日数)	受講料等合計(円)
●科目免除のない方(標準)	20H(3日)	48,000
●クレーン類の特別教育修了証を有し、6ヶ月以上のクレーン類運転経験証明ができる方(5t未満クレーン、1t未満移動式クレーン等)	19H(3日)	
●移動式クレーン・デリック・揚貨装置各運転士免許証を有する方 ●小型移動式クレーン若しくは玉掛け技能講習修了証を有する方	16H(3日)	43,000

4.小型移動式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重1t以上、5t未満)【栃木労働局長登録第120号 有効期限 2019年3月】 更新中

一部科目免除の資格条件	受講コース(日数)	受講料等合計(円)
●科目免除のない方(標準)	20H(3日)	48,000
●クレーン類の特別教育修了証を有し、6ヶ月以上のクレーン類運転経験証明ができる方(5t未満クレーン、1t未満移動式クレーン等)	19H(3日)	
●建機施工技術検定1級(注3)、2級(2種、6種)の合格証を有する方 ●クレーン・デリック・揚貨装置各運転士免許証を有する方 ●床上操作式クレーン若しくは玉掛け技能講習修了証を有する方	17H(3日) 16H(3日)	43,000

(注3: ショベル系施工法又は基礎工事用施工法に限る)

5.高所作業車運転技能講習(作業床高さ10m以上)【栃木労働局長登録第126号 有効期限 2019年3月】 更新中

一部科目免除の資格条件	受講コース(日数)	受講料等合計(円)
●建設機械施工技術検定合格証を有する方 ●普通・中型・大型・大型特殊自動車(2種を含む)何れかの免許証を有する方 ●次の技能講習修了証を有する方 ・フォークリフト、・ショベルローダー ・車両系建機(整地・運搬・積込・掘削用、基礎工事用、解体用)、不整地運搬車	14H(2日)	43,000
●移動式クレーン運転士免許証または、小型移動式クレーン技能講習修了証を有する方	12H(2日)	41,000

6.車両系建設機械運転技能講習(整地・運搬・積込及び掘削用 機体質量3t以上)【栃木労働局長登録第124号 有効期限 2019年3月】 更新中

一部科目免除の資格条件	受講コース(日数)	受講料等合計(円)
●科目免除のない方(標準)	38H(5日)	93,000
●車両系建設機械(基礎工事用)技能講習修了証を有する方	34H(4.5日)	88,000
●自動車免許証のない方で、小型建機特別教育修了証を有し、6ヶ月以上の小型建機(機体質量3t未満)運転経験証明ができる方 ●大型特殊自動車免許証(2種を含む)を有する方 ●不整地運搬車運転技能講習修了証を有する方 ●大型・中型・普通自動車(2種を含む)の何れかの免許証が有り、小型建機特別教育修了証を有し、3ヶ月以上の小型建機(機体質量3t未満)運転経験証明ができる方	18H(2.5日) 14H(2日)	40,000 38,000
●建機施工技術検定1級、2級(4種~6種)の合格証を有する方 ●車両系建設機械(解体用)技能講習修了証を有する方	10H(1.5日) 6H(1日)	33,000 14,500

7.車両系建設機械運転技能講習(解体用)【栃木労働局長登録第179号 有効期限 2023年5月】

一部科目免除の資格条件	受講コース(日数)	受講料等合計(円)
●車両系建設機械(整地・運搬等)技能講習修了証を有する方	5H(1日)(注4)	24,000

(注4: この時間とは別に学科・実技テストがありますので終了は夕方になります)

8.不整地運搬車運転技能講習(最大積載量1t以上)【栃木労働局長登録第178号 有効期限 2023年5月】

一部科目免除の資格条件	受講コース(日数)	受講料等合計(円)
●車両系建設機械(整地・運搬等)技能講習修了証を有する方 ●大型特殊自動車免許証(2種を含む)を有する方	11H(2日)	38,000

9.ガス溶接技能講習【栃木労働局長登録第167号 有効期限 2021年8月】

一部科目免除の資格条件	受講コース(日数)	受講料等合計(円)
●科目免除のない方(標準)	13H(2日)	12,000

10.アーク溶接特別教育

一部科目免除の資格条件	受講日数	受講料等合計 (円)
●科目免除のない方 (標準)	3日	19,500

11.クレーン特別教育 (つり上げ荷重5t未満)

一部科目免除の資格条件	受講日数	受講料等合計 (円)
●科目免除のない方 (標準)	2日	15,500
●玉掛け・小型移動式クレーン類の技能講習修了証又は運転士免許証を有する方	1日	10,500

12.ローラー運転業務特別教育

一部科目免除の資格条件	受講日数	受講料等合計 (円)
●科目免除のない方 (標準)	2日	15,500

13.小型車両系建設機械 (整地・運搬等) 特別教育

一部科目免除の資格条件	受講日数	受講料等合計 (円)
●科目免除のない方 (標準)	2日	15,500

14.伐木等の業務 (チェーンソー) 特別教育 (70cm未満)

一部科目免除の資格条件	受講日数	受講料等合計 (円)
●科目免除のない方 (標準)	2日	15,500

15.刈払機取扱安全衛生教育

一部科目免除の資格条件	受講日数	受講料等合計 (円)
●科目免除のない方 (標準)	1日	10,500

16.自由研削といし取替え業務特別教育

一部科目免除の資格条件	受講日数	受講料等合計 (円)
●科目免除のない方 (標準)	1日	10,500

17.フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

一部科目免除の資格条件	受講コース (日数)	受講料等合計 (円)
●初めての方	6H (1日)	10,500
●胴ベルト実務経験6ヶ月以上の方	5Ha (1日)	9,000
●ロープ高所作業または足場組立特別教育を修了された方	5Hb (1日)	
●胴ベルト実務経験6ヶ月以上で、ロープ高所作業または足場組立特別教育を修了された方	4H (1日)	8,000

※フルハーネス型墜落制止用器具業務経験者はお問合せください。

- 各講習は、人数がまとまれば臨時開催が出来ます。また、危険・有害業務従事者の安全衛生教育も実施中ですので、お気軽にご相談ください。
- 受講者が規定人数に達しない場合、開催中止のご連絡をする場合がありますので、ご了承ください。

教育訓練給付金制度について (個人に対する給付)

労働者や離職者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。《受講料の20% (上限10万円)》

ご希望の方は…

- ①一定条件がありますので、必ず事前にハローワークにて「支給要件照会票」で条件を満たしているか確認してください。
- ②照会した際「支給要件回答書」をもらい、申込時に提出してください。

当センタ厚生労働大臣指定講座		コース	受講料等
A	フォークリフト	31H	40,000円
B	玉掛け	19H	24,500円
C	小型移動式クレーン	20H	48,000円
D	建機(整地等)、建機(解体)、小型移動式クレーン	63H	165,000円
E	玉掛け・小型移動式クレーン、高所作業車	53H	115,500円

人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース) について (事業主に対する助成)

中小建設業・工事業(資本金3億円以下または常用労働者300人以下)で働いている雇用保険被保険者が「技能講習」を受講した場合、事業主に支給する助成金制度です。

(制度については、管轄のハローワーク又は各都道府県の労働局へお問い合わせください)

ご希望の方は…

ご予約時に必ずご連絡ください。
(受講後の申請は対応できない場合がございます。)

☆受講できる技能講習☆

技能講習	受講コース (日数)	
玉掛け	15H (3日)	19H (3日)
小型移動式クレーン	16H (3日)	20H (3日)
床上操作式クレーン	16H (3日)	20H (3日)
高所作業車	12H (2日)	14H (2日)
車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削)	14H (2日)	38H (5日)
車両系建設機械(解体用)	5H (1日)	